



研究倫理研修 序の巻

2024.04.03

HBL新入生ガイダンス

担当:得津晶

研修の内容

- HBLの学生にとって必要最低限度の「研究倫理」を学ぶ
 - 近年（おそらく過失による）「不正行為」が頻発
パクリレポート、パクリ論文（専攻指導段階）
「そんなことするわけない!」?
 - わざわざ社会人になってから好きで勉強しにきている
就活や資格試験のために仕方なくきている学校ではない
- 背景

社会人にとっての常識≠大学の常識

この違いを知らないので「過失」（うっかり）による不正行為

本日の内容

- 今日「序の巻」—「最低ライン」
 - HBLの単位履修・学位論文執筆を「始める」にあたり必要な最低限
 - 細かい話(たとえば不正行為3類型:①捏造・②改ざん・③盗用)はしない
- 本物の「研究倫理研修」は別に実施—学位論文提出前に履修義務
 - オンライン研修・テスト付き(eAPRIN)
 - より幅広い範囲(=無関係な内容も多い)
 - アンケート・インタビュー調査をする人などは要注意
「人を対象とした実験・研究」には倫理審査必須

みなさんは「研究者」です

- HBLの社会人学生であっても研究大学院の大学院生であるので「研究者」に該当します
 - 「研究者」には「研究不正を抑止する社会的責任」があります
 - 文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014.8.6)
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm
 - 自分が研究不正をしない
だけでなく
 - 他人(教員であっても)に研究不正をさせない研究不正の抑止は社会に対する責任なので授業料を払っている「お客様」であるかどうかは関係ありません
- ⇒ そうはいっても実際には教授の研究不正を学生が正すのは酷
(理系の研究室での研究費不正会計などの告発は可能だが文系の各自独立した研究スタイルでは難しい)
- しかし、それでも「最低限度」の研究倫理・研究不正の抑止は必要です

HBLの授業・成績評価

- レポート中心
(授業中のdiscussionも評価対象)
- 筆記試験も理論上ゼロなわけではない
- 修了には学位論文が必要(修士論文・リサーチペーパー・博士論文)

- 筆記試験なら...
カンニング・不正行為はダメ!絶対!!—「常識」

- 論文・レポートにも「不正行為」がある
不正行為の範囲を知らない—そもそもどこから「不正行為」かあいまい

よくある誤解

研究倫理＝著作権侵害？

- 「研究不正」は法令違反行為に限られない
 - 著作権法：原則として「表現」を保護—「アイデア」は保護しない
 - 研究倫理：表現だけでなく「アイデア」も保護
 - ⇒著作権侵害でなくても研究倫理違反となりうる
 - 表現はパクっていないがアイデアをパクった場合
- 「研究倫理」の基準は「あいまい」
 - 各分野ごとに異なります
 - 「あいまい」でも明白なアウトはきっちり処分

社会人と大学院の違い

• 社会人だと...

- 社内のプレゼン: 話題のトピックを紹介

上司も誰も「オリジナルなアイデア」を期待していない

最も信頼おける文献の内容をなるべく客観的にわかりやすく紹介すればよい

「正しい」ことを紹介する必要

わざわざ参照した文献を引用しなくてよい

• 大学院だと...

- ゼミの報告: 話題のトピックを紹介

教員は紹介でも「オリジナルなアイデア・視点」を期待

しかし、最も信頼おける文献の内容を紹介することが大事

「正しい」とは理論上、断定できない正しいかどうかを探索する作業が研究

なので参照した文献を引用・紹介なくてはならない

← 反対 →

イコール

← ズレ →

← 反対 →

このままだと研究不正に!

法学系で問題になる不正行為：主に盗用

- ① 捏造：「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」
- ② 改ざん：「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること」
- ③ 盗用：「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」



適切な表示の有無で「天国と地獄」
なにをもって「適切な表示」といえるかが大事
←各研究コミュニティ(領域)によって決まる

パクリは「けしからん」+「もったいない」

- 「けしからん」
 - 不正行為・単位認定されない+場合によっては懲戒処分
- 「もったいない」
 - パクるとすでに「先行文献」を調べている
 - “Stand on the shoulders of giants”（巨人の肩の上に立つ）
 - 学問は「先行研究の積み重ね」の上にわずかな「新規性」を足すもの
 - せっかく「先行研究」を調べた=加点要素!

パクリは「もったいない」

レポート課題にぴったりあった「文献」を発見!

パクリ(盗用)＝不正行為

そのまま自分の文章として掲載

「3分の1以上や過半数といった数字にはそもそも何の根拠もないし、まったく意味がない。」

もし、誰かが経営の現場で何が起きているのかといった事実を調査して、「課題の本質原因や不祥事が起きる理由は社外取締役が3分の1以上いないからだ」という分析結果に至って決めた数字なら、多少は意義があるかもしれない。

だが実際は、経営経験のない人が連想ゲームのように何となく決めた数字だろう。社外取締役の比率は企業の自主性を尊重すべきだ。いい加減なアイデアで決めた数字で企業を縛るべきではない。」

よいレポート

「引用」として扱う＝ちゃんと調べてきた!

「東レ社長の日覺昭廣は以下のように述べる。」

『3分の1以上や過半数といった数字にはそもそも何の根拠もないし、まったく意味がない。』

もし、誰かが経営の現場で何が起きているのかといった事実を調査して、「課題の本質原因や不祥事が起きる理由は社外取締役が3分の1以上いないからだ」という分析結果に至って決めた数字なら、多少は意義があるかもしれない。

だが実際は、経営経験のない人が連想ゲームのように何となく決めた数字だろう。社外取締役の比率は企業の自主性を尊重すべきだ。いい加減なアイデアで決めた数字で企業を縛るべきではない。』(脚注で出典表示)

筆者もこの見解に賛成である。」

レポート内で
「引用」

「感想」を足す!

賛成だからパクったんでしょ?

パクリを脱してよいレポートへ

よいレポート: 「引用」として扱う+賛成・反対+オリジナルな理由

「東レ社長の日覺昭廣は以下のように述べる。

『3分の1以上や過半数といった数字にはそもそも何の根拠もないし、まったく意味がない。

もし、誰かが経営の現場で何が起きているのかといった事実を調査して、「課題の本質原因や不祥事が起きる理由は社外取締役が3分の1以上いないからだ」という分析結果に至って決めた数字なら、多少は意義があるかもしれない。

だが実際は、経営経験のない人が連想ゲームのように何となく決めた数字だろう。社外取締役の比率は企業の自主性を尊重すべきだ。いい加減なアイデアで決めた数字で企業を縛るべきではない。』

筆者もこの見解に賛成である。

なぜなら、筆者は、現在、〇〇の実務に携わっており、□□の件で社外取締役と関与することがあった。このときの社外取締役は対応は……というものであった。この結果、〇〇の実務は大いに混乱した。このような混乱をきたした理由は、□□という専門業務の経営経験のない点にある。」

賛成の理由を
「**実務経験**」に
照らして論述



自分の経験
イコール
「**オリジナリティ**」
(新規性)

ChatGPT?

- 問題：生成系AI (ChatGPT) をレポートに利用してよいのか？

- 一橋大学「一橋大学における生成AIの学修・教学面での取扱いについて」(2023年9月20日)

https://www.hit-u.ac.jp/students_info/12206; <https://www.hit-u.ac.jp/1284wp/wp-content/uploads/2023/10/89a662cd6ce7d39f0d62a3727d1977c7-1.pdf>

「生成 AI は、学習効果の向上や、新しいアイデア出しなどに役立つ反面、レポート等の作成に生成 AI のみが活用されること等による教育効果の喪失、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反、他者の権利侵害などの可能性が生成 AI から出力された内容をそのまま用いるなど、学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられます。」

- 良い利用法：「学生による主体的な学びの補助・支援」「例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助」
- 悪い利用法：「生成 AI から出力された内容に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに当該出力内容をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる」

生成系AIの利用について

- HBLのルール: 一律の利用禁止はなし=各授業担当教員による
 - 構想段階で調べるツールとして使うのはOK (Wikipediaやインターネットと同じ)
- ただし、留意点
 - そのまま「自分が書いたもの」としてレポートを提出すると「盗用」として不正行為
 - 生成系AI—既存のオンラインソースの情報から統計的に抜き書きしたもの
 - 元の情報があるなら探して「引用」する必要
 - 現在のChatGPTだと虚偽・存在しない参考文献を挙げることもある=「捏造」として不正行為

詳細は「2024年度一橋大学ビジネスロー専攻生成AIに関する取扱い」参照

不正行為は「もったいない」

- HBLの学生

- 誰にも「強制」されていないのに勉強しにやってきた学生たち
- 貴重な時間と授業料を支払ってわざわざ大学院で勉強
- 社会人大学院生 = “本業” は別

なのに

- 不正行為 → 最悪の場合「懲戒処分」

- 一橋大学学生懲戒規則（一橋大学学則16条）は社会人学生にも適用
- わざわざ自分でお金を払って貴重な時間を割いて大学院に通って社会人としては何の問題もないのに「懲戒処分」歴が付いてしまう